

世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき設置する世田谷区小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

（招集）

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。

（会議）

第4条 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席等）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、世田谷保健所において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。